

淀川水系流域委員会殿

(ダム利水)「京都府」もついに撤退表明！

法的根拠が問われる丹生ダム・大戸川ダム

平成16年11月23日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

[要旨]

- 1) 11月16日の府議会で京都府は、これまで計画していた淀川水系での水資源開発の内、0.3m³/sの水利権を放棄することを明らかにしたが、これは丹生ダム・大戸川ダムからの撤退を意味する
- 2) これにより丹生ダムは“利水総撤退”となり、「(淀川水系)水資源開発基本計画」に基づくダムではなくなると共に、この事業を「独立行政法人水資源機構」が実施する法的根拠が失われる
- 3) 大戸川ダムについても京都府の撤退により、類似した状況が現出しつつあり、「特定多目的ダム法」に基づくダムであることが問われようとしている

。。。。。。

従来、京都府が計画していた新規水利権の獲得は次の通りでした。

丹生ダム	0.2 m ³ /s
大戸川ダム	0.1 m ³ /s
天ヶ瀬ダム再開発	0.6 m ³ /s
(計)	0.9 m ³ /s

11月17日付の京都新聞によれば(→資料1)、京都府はこの内の0.6m³/sを残し、0.3m³/sを放棄するとのことですが、京都府営水道の現況から見てこれは妥当な政策転換であると言えます。何故なら、私達が今年5月に提出した意見書「(丹生ダム・大戸川ダム)京都府も撤退表明を！」(意見書No.446)で述べましたように、上記0.9m³/sの新規水利権は全て宇治浄水場のためのものでしたが、実は京都府営水道はその3つの浄水場(宇治・木津・乙訓)を連絡管で相互に接続して水の相互融通を図る事業を鋭意推進中であり、宇治浄水場については、木津川を水源とする木津浄水場との接続が既に完了し運用を開始しているため、0.6m³/sの水利権さえ獲得出来れば問題は無く、0.3m³/sは必要としない状況に既になっているからです。

そこで問題は上記京都新聞記事において「この0.3m³/sがどのダムのものかを京都府が明言していない」ことですが、これについては翌11月18日に日本経済新聞が丹生ダムと大戸川ダムであることを示唆していますが(→資料2)、私達も次の理由からそれがこの2つ

のダムの合計値を意味していることは明らかと考えます。即ち、もしこの $0.3\text{m}^3/\text{s}$ を天ヶ瀬ダム再開発 ($0.6\text{m}^3/\text{s}$) の一部とするためには、 $1500\text{m}^3/\text{s}$ 放流を目的とするこの再開発計画の変更（下方修正）が無ければなりません、河川管理者からそのような話は全く出ていないことです。

では、京都府が丹生ダム・大戸川ダムから撤退することは何を意味するのでしょうか？

それはこの2つのダムの「水道利水」が全て消滅に向かい、その事業の法的根拠が問われるということです。

1) 丹生ダム

このダムの水道利水参画団体は大阪府・阪神水道・京都府の3つでしたが、前2者は昨年既に撤退を表明しており、沈黙を守っていた京都府がついに今回動いた訳です。つまりこれは“利水総撤退”に他ならず、このことはこのダムが「(淀川水系) 水資源開発基本計画」に基づく事業では無くなることを意味し、従って「水資源機構」がこの事業を実施する法的根拠が失われることを意味しているのであって（→資料3、「独立行政法人水資源機構法第四条」）、これについては近藤ゆり子氏が意見書（No.504）で既に指摘されている通りです。

2) 大戸川ダム

このダムの水道利水参画団体は大阪府・京都府・大津市の3つでした。大阪府の撤退表明が昨年、京都府が今回で、残る大津市も実は平成14年から実質上撤退し始めていることが佐川克弘氏の質問に対する近畿地方整備局の回答（→資料4）からも読み取れます。つまり従来大津市は大戸川ダムに参画することで、その「南部浄水場」について大戸川から $0.0116\text{m}^3/\text{s}$ （日量 $1,000\text{m}^3$ ）の水利権獲得を図ると共に、同量の取水を暫定水利権として許可されていましたが、平成13年に琵琶湖を水源とする「新瀬田浄水場」とこの南部浄水場との連絡管が完成したため（→資料5、6）、この暫定水利権が不要となり、平成14年以降はこれについての継続申請も取水も行っていない。またこの南部浄水場エリアの水需要が今後大きく増大することは見込めないため、同市がこのダムに予定していた水利権が将来的にも不要となることは間違い無く、ダム建設地の地元である同市としては、表向きは日経新聞の伝えるように“大戸川ダムに参画する方針は変えていない”としているものの、実態としては既に撤退可能な態勢にあります。

なお、このダムの利水には水道用水の他に「発電」が含まれていますが、しかしその規模は最大出力 3000kw と小さなものであり、近年、供給能力過剰状態にある関西電力にとって必要不可欠なものとは思えません。

大戸川ダムは「特定多目的ダム法」に基づくダムですが（→資料3、「特定多目的ダム法」第二条）、以上のことからこのダムについてもその法的根拠が問われようとしていると言えます。

（以上）

改正 平成一五・三・三一法律一一
〔法律一八二〕平成一四・一二・一八

第一条 この法律は、独立行政法人水資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律において「水資源開発基本計画」とは、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の規定による水資源開発基本計画をいう。

2 この法律において「水資源開発施設」とは、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）による第十二条第一項第一号の業務の実施により生じる施設及び水資源開発公社による附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公社法（昭和二十六年法律第二百十八号。以下「旧水公社法」という。）第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。

- 3 この法律において「愛知豊川用水施設」とは、愛知用水公団による水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第九条の規定による廃止前の愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百十一号。以下「旧愛知公団法」という。）第十八条第一項第一号イ及びロの事業の施行により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。
- 4 この法律において「特定施設」とは、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものをいう。
- 5 この法律において「河川」とは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。
- 6 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。
- 7 この法律において「河川管理施設」とは、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。

（名称）

第十三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立

第四条 機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。

第五条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

第六條 機構の資本金は、附則第二條第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

機構に、役員として、副理事長一人及び理事五人以内を置くことができる。

改正 昭和三四・四・二〇法律一四八
[法律 三五] 昭和三三・三・三一

第一条 この法律は、多目的ダム^{（一）}の建設及び管理に關し河川法^{（二）}（昭和三十九年法律第百六十七号）の特例を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に發揮させることを目的とする。

第二条 この法律において「多目的ダム」とは、国土交通大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留

を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用（以下「特定用途」という。）に供されるものをい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

2 この法律において「ダム使用権」とは、多目的のダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

参照 一級河川の管理（河川法）①「特定多目的ダム法の一部改正に伴う経過措置（河川法）法二二七（ダム使用権の設定）法四二・五・六（ダム使用権の設定）法一五・一六・一七・一八、規則七（流水の貯留が確保される地域）法一九（ダム使用権の性質）法二〇・二二（ダム使用権の処分の制限）法二二・二三（ダム使用権の取消の処分等）法二四・二五（ダム使用権の登録）法二六（ダム使用権登録令、ダム使用権登録令施行規則（経過措置）法附則②、令附則②③）⑧

（特定用途のための流水占用の制限）

第三条 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法第二十三条の規定による流水の占用の許可によつて生ずる権利（以下「流水占用権」という。）を有するほか、ダム使用権を有する者（以下「ダム使用権者」という。）でなければならぬ。

参照 一「特定用途」法二「ダム使用権設定前のも目的のダムの利用」法二三

第二章 多目的ダムの建設

基本計画

(基本計画)

第四條 国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

基本計画には、新築しようとする多目的ダムに關し、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 建設の目的
- 二 位置及び名称
- 三 規模及び型式
- 四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- 五 ダム使用権の設定予定者
- 六 建設に要する費用及びその負担に関する事項

七 工期

八 その他建設に關する基本的事項

次の各号に掲げる要件に該當する多目的ダムに關する基本計画の作成又は変更の際、発電の用以外の特定用途の全部又は一部についてダム使用権の設定予定者を定めることができない特別の事情があり、かつ、当該基本計画の作成後政令で定める期間内にこれを定めることができる見込みが十分であるときは、当該特定用途に係る前項各号に掲げる事項については、その際定めることができる限度において基本計画に定めれば足りる。この場合においては、国土交通大臣は、当該ダム使用権の設定予定者を定める

2004.10.26

佐川克弘

大戸川ダムと大津市の利水についての質問

早速ですが10月25日開催された第34回流域委員会資料2-3p53「ダム参画利水者の需要見直し等の状況」で“大津市は10月19日時点で、大戸川ダムに参画して0.0116m³/Sの水利権を獲得することが『現在の計画』”とされています。

他方H15.8.2第4回利水部会検討会資料2-3-1によると大津市はH14から大戸川（自流?）において0.0116m³/Sの水利権を獲得していることになっていて、しかもその水利権はダムが完成するまでの暫定水利権であるとは記載されていません。

私は後者が正しいと解釈して流域委員会当てに意見書（第34回委員会参考資料1-513「ダムと水利利用者別のチェックリスト」）を既に寄せておりますがこの解釈でよいかどうか念のためお伺い致します。

以上



回答

平成16年10月29日

佐川 克弘 様

国土交通省 近畿地方整備局 河川部

大戸川ダムと大津市の利水についての質問（2004.10.26付け）に対する回答

大津市では、昭和42年に取得した0.0116 m³/s の水利権に加え、一時、暫定水利権として0.0116 m³/s も取得していましたが、平成14年以降は、暫定水利権の申請を行っておらず、平成14年以降現在までは水利権0.0116 m³/s のみとなっています。

出典：淀川水系流域委員会への意見書(No.519)

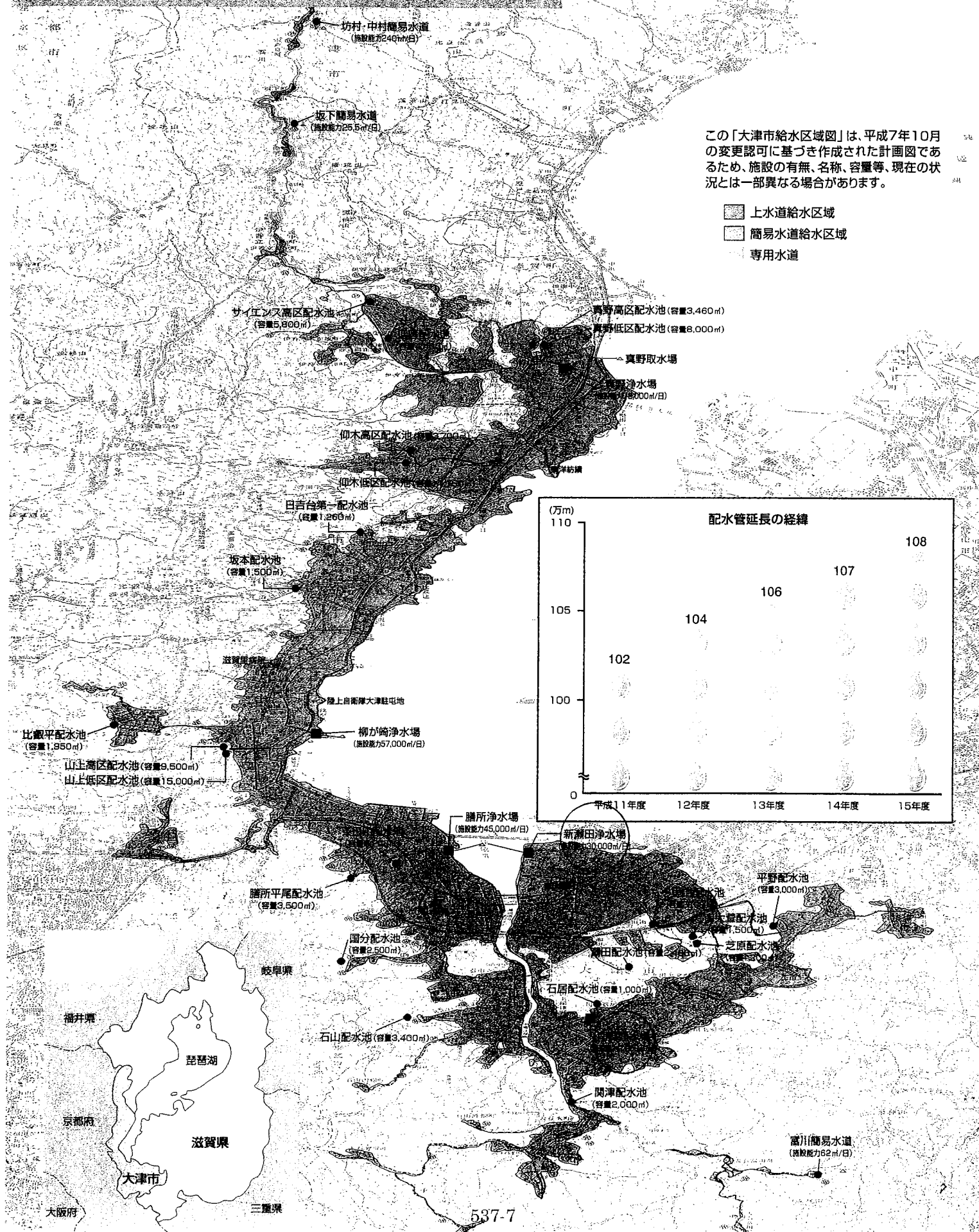
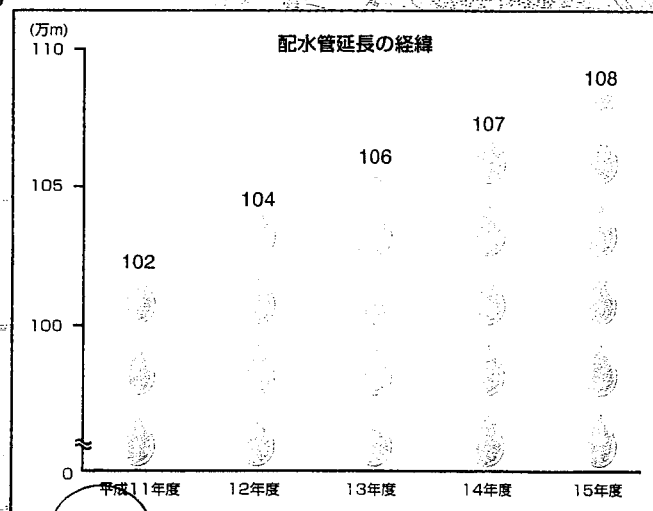
梅ノ木・真井・細川簡易水道(施設能力90m³/日)

広がるライフライン

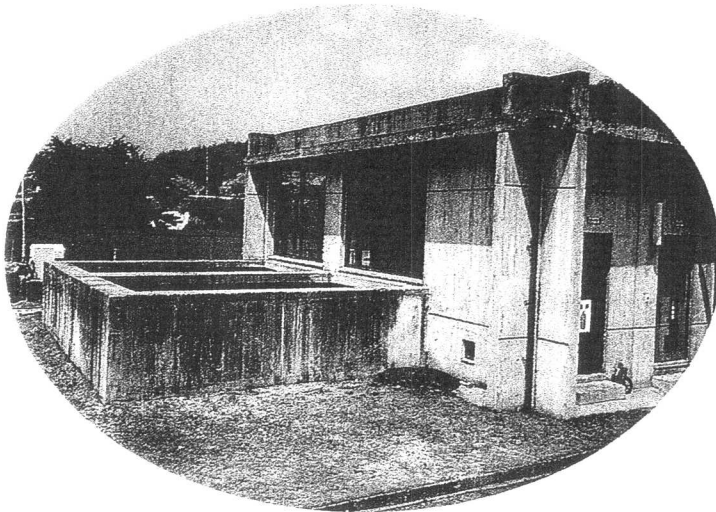
[資料5]

この「大津市給水区域図」は、平成7年10月の変更認可に基づき作成された計画図であるため、施設の有無、名称、容量等、現在の状況とは一部異なる場合があります。

- 上水道給水区域
- 簡易水道給水区域
- 専用水道



■ 南部浄水場



位 置：大津市石居1丁目3-22
TEL077-546-0213

施設能力：2,900m³/日

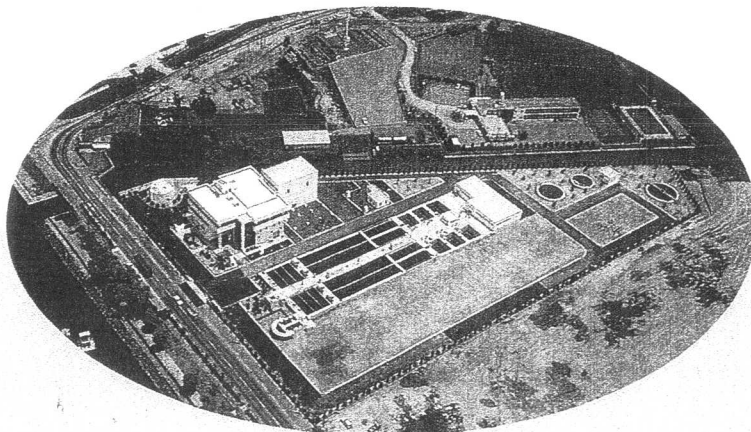
水 源：淀川水系淀川(瀬田川)
支流大戸川伏流水
浅井戸(地下水)

昭和42年1月に完成した当浄水場は、除マンガン処理を行い、田上地区へ給水しています。

施設の概要

急速ろ過池：RC造り …………… 2池
ろ 過 機：鋼 製 …………… 1基
浄 水 池：RC造り …………… 2池

■ 新瀬田浄水場



位 置：大津市萱野浦1-1
TEL077-547-2012

施設能力：30,000m³/日

水 源：淀川水系琵琶湖表流水



施設概要

薬品沈殿池：RC造り …………… 2池
急速ろ過池：RC造り …………… 6池
活性炭ろ過池：RC造り …………… 4池
浄 水 池：RC造り …………… 1池

当浄水場は、第7次拡張事業(昭和57年度～平成5年度)において、昭和60年7月より通水を開始しています。

この浄水場は臭気対策として、本市では初めて粒状活性炭処理によるろ過池を設けており、処理した水は膳所浄水場とともに、一里山配水池より本市東南部一帯に給水しています。